平成２８年（フ）第１８８号
埼玉県所沢市花園２丁目2401番地の30
債務者　加藤　昭平
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１９８号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目１番３号　ダイヤマンション201
債務者　菅原　　晃
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６２号
埼玉県深谷市西島町３丁目６番地７　後藤ビル302号
債務者　木根渕敏弘（旧姓伊得）
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９５号
埼玉県熊谷市広瀬800番地30
債務者　坂本　次彦
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９９号
埼玉県比企郡小川町大字青山767番地２　ブルーマウンテン202号
債務者　日橋かほる
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１０６号
埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスＢＷ深谷823号
債務者　森山三紀子（旧姓根岸）
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１０８号
埼玉県行田市大字谷郷399番地６
債務者　曽我　一代
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１１号
埼玉県熊谷市上之1379番地８　野辺ハイツ上之Ｅ201
債務者　湊　　恭兵
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１６号
埼玉県行田市城西４丁目８番11号
債務者　温品　淳子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４７８号
愛知県知多市原１丁目17番地の２　エスポワール原204、従前の住所愛知県半田市瑞穂町２丁目６番地の27　ハートヒルズ半田瑞穂105号
債務者　上田　和正
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０号
三重県松阪市宝塚町839番地１　メゾンシグナスＡ312号、前住所三重県松阪市川井町845番地１　サンマンション　エルパーク松阪713号
債務者　加藤　浩二
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第９号
京都府舞鶴市天台新町17番地一Ｉ棟102号
債務者　金巻　弘恭
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第３１４号
堺市北区金岡町1092番地22
債務者　浦野　哲男
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７９７号
大阪市鶴見区諸口１丁目10番12―304号
債務者　鈴木爲佐司
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７号
千葉県市川市南行徳３丁目21番２号
債務者　内田　里咲（旧姓吉成）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６９号
千葉市美浜区高洲２丁目３番10棟308号、申立時の住所千葉市美浜区高洲１丁目１番８―408号
債務者　大庭　　晶
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係